

議員提出議案第14号

稲戸井調節池（守谷市占用予定地）の用地取得の促進に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年11月19日 提出

守谷市議会
議長 松丸修久様

提出者 守谷市議会議員 長谷川 信 市

賛成者 守谷市議会議員 青 木 公 達

〃 佐 藤 剛 史

〃 高 梨 恭 子

〃 高 木 和 志

〃 川 名 敏 子

〃 梅 木 伸 治

平成 年 月 日 原案 決

稲戸井調節池（守谷市占用予定地）の用地取得の促進に関する意見書

守谷市は、茨城県の南端に位置し、利根川、鬼怒川、小貝川の三つの清流に囲まれた水と緑に恵まれたまちです。一方、首都から40キロメートル圏内という立地条件から都市化が進む中、都市機能の充実と自然環境の調和のとれたまちづくりを積極的に進めています。

水と緑、うるおいとやすらぎの中に、発展と交流による活力とにぎわいのあるまちづくりは、多くの市民が望むところであります。

このような中、平成19年に国土交通省は、本市の利根川左岸に進められている稲戸井調節池整備事業において、本市で占用し利活用できる範囲を示されました。このことから、河川沿岸の自然環境、景観の保全に配慮した、新たなスポーツ活動の場として、また市民の憩いの場として早期に活用されることを、多くの市民が期待を寄せているところであります。子どもから大人まで生涯にわたってスポーツ・運動に親しむことのできる環境は、市民の交流を促進し、地域の一体感や活力を育むとともに、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に欠かすことのできない重要な役割を担っています。

よって、本市議会は、稲戸井調節池整備事業における守谷市占用予定地が一日も早く市民の皆さんに利用していただけるよう望むものであり、国においては当該予定地の用地買収を早期に進められるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提出先：国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

提案理由（議員提出議案第14号）

提案の理由を申し上げます。

平成19年に国土交通省は、本市の利根川左岸に進められている稲戸井調節池整備事業において、本市で占用し利活用できる範囲を示されました。このことから、河川沿岸の自然環境や景観の保全に配慮しつつ、新たなスポーツ活動の場として、また市民の憩いの場として早期に活用されることを、多くの市民が期待を寄せているところです。

また、子どもから大人まで生涯にわたってスポーツ・運動に親しむことのできる環境は、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に欠かすことのできない重要な役割を担っています。

つきましては、稲戸井調節池整備事業における守谷市占用予定地が一日も早く市民の皆さんに利用していただけるよう、国において当該予定地の用地買収を早期に進められることを強く要望するものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。